

静岡県旅費計算システム再構築業務委託  
公募型企画提案競技実施要領

本要領は、静岡県旅費計算システム再構築業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

## 1 提案競技の概要

### (1) 業務名

静岡県旅費計算システム再構築業務委託

### (2) 業務内容

「静岡県旅費計算システム再構築業務調達仕様書」のとおり。

### (3) 契約（予定）期間

契約の日から令和 14 年 3 月 31 日まで（債務負担行為による複数年契約）

ア システム再構築期間 契約の日から令和 8 年 12 月 31 日まで（予定）

イ システム運用期間 令和 9 年 1 月 1 日（予定）から令和 14 年 3 月 31 日まで

### (4) 契約限度額

464,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えた者は失格とする。

### (5) 担当課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県出納局集中化推進課

T E L : 054-221-2144 F A X : 054-221-3692

E-mail : shuchuka@pref.shizuoka.lg.jp

## 2 参加資格

提案書提出時点において次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 11 年静岡県告示第 644 号）の第 1 号に定める競争入札に参加できる者であって、「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿」の「システム開発業務」及び「システム運用・管理業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の日までの期間に、静岡県指名（入札参加）停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法

律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でない者であること。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) プライバシーマークの認定を有していること、又は ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム-ISMS) の認証を取得していること。

### 3 手続等

(1) 実施要領、調達仕様書及び評価要領等の掲載

ア 掲載期間

令和 8 年 2 月 13 日(金)から令和 8 年 2 月 26 日(木)まで

イ 掲載場所

静岡県ホームページ 入札・業務委託・プロポーザル等(出納局)

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/1079568/index.html>)

※別添資料「要件定義書 5 機能要件(5)他システムとの連携」に記載の財務会計システムのレイアウト等に関する資料が必要な場合は、「機密保持誓約書」を 1(5) にメールで提出すること。タイトルは、「静岡県旅費計算システム企画提案(機密保持誓約(会社名))」とすること。県は誓約書を確認後、資料を提供する。

(2) 参加表明書の提出

企画提案競技に参加しようとする者は、あらかじめ参加表明書(様式 1)を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 2 月 26 日(木)午後 4 時まで

イ 提出先

1(5) に同じ

ウ 提出方法

メールで提出すること。タイトルは、「静岡県旅費計算システム企画提案(参加表明(会社名))」とすること。

なお、県は受領後にその旨を返信する。

エ 添付書類

2 参加資格 (2) 及び (6) に定める要件を備えていることを証明する書類。

新たに競争入札参加資格の審査を受ける者は資格申請が受理されていることを証明する書類。

(3) 質問及び回答

質問は、質問書（様式2）を以下により提出すること。質問は調達仕様書、提案書、機能一覧チェックリスト等の作成に限ることとし、評価等に関する質問は一切、受け付けない。

また、電話での質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年2月26日（木）午後4時まで

イ 提出先

1 (5) に同じ

ウ 提出方法

メールで提出すること。タイトルは、「静岡県旅費計算システム企画提案(質問(会社名))」とすること。

なお、県は受領後にその旨を返信する。

エ 回答期限

令和8年3月3日（火）

回答は質問者及び参加表明書を提出した者全てに、同書記載の連絡先メールアドレス宛て通知する。

ただし、手続に係る軽微な質問等についてはこの限りではなく、質問者にのみ回答する。

(4) 提案書の提出

参加表明書（様式1）を提出し、参加資格審査結果通知において参加資格を認められた者は、別紙1「提案書等作成要領」に基づいて作成した提案書を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月19日（木）午後4時まで

イ 提出先

1 (5) に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとする。（ただし、正午から午後1時までの間を除く）

く。)

郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に必ず「静岡県旅費計算システム再構築業務委託公募型プロポーザル企画提案書」と朱書きにより明記すること。

エ 提出書類及び提出部数

提出書類及び部数は以下のとおりとする。

なお、書類はクリップ留めとし製本しないこと。

提出書類	部数
提案書（表紙）（様式3－1）	10部
提案項目（様式3－2）	10部
提案の要旨（様式3－3）	10部
構築・受注実績（様式5）	10部
業務担当予定者の略歴等（様式6）	10部
機能一覧チェックリスト（現行）（様式7－1）	10部
機能一覧チェックリスト（追加）（様式7－2）	10部
帳票一覧チェックリスト（様式8）	10部
見積書（様式9－1）	10部
見積の明細（様式9－2）	10部
情報システム開発等の業務委託入札参加資格審査通知書の写し	1部
プライバシーマーク、ISMS認証を取得していることを証明する書類の写し	1部
上記書類等を収録したUSB等	1式

オ 提案書等の無効

提出書類について、要領及び別添様式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、提案書等を無効とすることがある。

カ 著作権等

(ア) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。

ただし、本業務において必要と認める場合には、静岡県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(イ) 提案書は返却しない。また非公開とする。

(ウ) 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(5) プレゼンテーションの実施

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション（順番は提案書受付順等による。）を行うものとする。

ア 実施日

令和8年3月27日（金）時間は別途通知する。

イ 実施場所、実施方法

別途通知する。

ウ 書面審査

提案書の提出者が多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から事務局が提案書類を審査し、要件定義書の充足状況や見積額等から総合的に判断して審査対象者を選定することがある。

#### 4 優先交渉権者の選定等

##### （1）選定方法

提出された提案書とプレゼンテーションに基づき、静岡県旅費計算システム再構築業務委託審査委員会が、優先交渉権者を選定する。

選定に当たっては別紙2「評価要領」により評価し、失格者を除いた者のうち、最も評価点の高い提案をした者を優先交渉権者とする。

また、最も評価点の高い者が2者以上ある時は、企画提案内容における得点が高い者を選定することとする。

##### （2）選定結果の通知

選定結果は、辞退者を除く全ての提案者にメールで通知する。

なお、選定結果についての異議申立ては受け付けない。

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について回答を求めることができる。この場合、選定結果の通知の日から10日以内に理由を求める旨を記載した書面を1（5）宛てに提出しなければならない。県は、理由を求めた者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。

##### （3）優先交渉権者との協議

（1）により選定した候補者と要件定義書等について速やかに協議を行い、これが整った場合に双方で随意契約の手続を行う。

##### （4）優先交渉権者の参加資格喪失時、辞退時等の取扱い

優先交渉権者が2の参加資格を満たさなくなった場合、辞退した場合、若しくは

（1）の調整が整わない場合、県は優先交渉権者としての決定を取り消すことができる。この場合、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

#### 5 契約に関する事項

##### （1）契約は、静岡県出納局集中化推進課で手続を行う。

##### （2）契約書は、それぞれ2通作成し、静岡県及び受託者の双方各1通を保有する。

##### （3）契約限度額は、1（4）のとおり。

この金額は当該業務の契約上限額であり、この範囲内で予定価格を定める。

なお、この金額には仕様書に示す業務内容に関する一切の費用を含むものとする。

##### （4）本業務委託の支払金額については、下記のとおりとする。詳細は協議の上決定す

る。

- ア 令和8年度 79,000千円以内
- イ 令和9年度 契約限度額の概ね17%以内
- ウ 令和10年度 契約限度額の概ね17%以内
- エ 令和11年度 契約限度額の概ね17%以内
- オ 令和12年度 契約限度額の概ね17%以内
- カ 令和13年度 契約限度額の概ね17%以内

(5) 契約書の作成に要する経費は、全て受託者の負担とする。

## 6 その他

(1) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となることがある。

- ア 実施要領の規定に違反した者
- イ 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容を記載した者
- ウ 契約限度額を超えて提案した者

(2) 提案書を作成した者は提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。

(3) 提案価格が著しく低い場合は、積算根拠等の説明を求めることがある。

(4) 提案書の作成など、提案競技への参加に要する費用の一切は提案者の負担とする。

(5) 提出された後の提案書の再提出及び差替えは原則として認めない。

(6) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を担当課に提出するものとする。

(7) 本提案競技への参加により知り得た情報は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(8) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(9) 提案書の提出は1者につき1件とする。

(10) 関連情報を入手するための参照窓口等

ア この実施要領等に定めることのほか、提案競技等の実施に当たって必要な事項が生じた場合の参考先

静岡県ホームページ 入札・業務委託・プロポーザル等（出納局）

(URL: <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/1079568/index.html>)

イ 関連法規（静岡県条例、規則、公報）閲覧先

静岡県条例規集ホームページ

(URL : <https://kra900.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>)

ウ 情報システム開発等の競争入札参加資格申請に関する情報

静岡県企画部電子県庁課ホームページ

(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsushikaku/johosystemitaku/1042075.html>)

(11) 実施スケジュール

内容	日程
公告、実施要領の配布開始	令和8年2月13日(金)
参加表明書提出期限	令和8年2月26日(木)16時まで
質問受付期限	令和8年2月26日(木)16時まで
参加資格審査結果通知	令和8年3月3日(火)
質問に対する回答	令和8年3月3日(火)
提案書提出期限	令和8年3月19日(木)16時まで
プレゼンテーション	令和8年3月27日(金)
審査委員会	令和8年3月27日(金)
選定結果の通知	令和8年3月31日(火)
契約の締結	令和8年4月